

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)		改 訂 後(令和6年4月版)		理 由
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項	
目次	4.2.2 開発給水申請	目次	4.2.2 開発給水申請(水道計画課)	変更 業務移管に合わせるため
P1-1	1.2 用語の定義 この施行要領において用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。 1～9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略] 15 主任技術者とは、給水装置工事主任技術者試験に合格し、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。 16 [略] 17 [略] 18 [略]	P1-1	1.2 用語の定義 この施行要領において用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。 1～9 [略] 10 水道計画課とは、さいたま市水道局給水部水道計画課をいう。 11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略] 15 [略] 16 主任技術者とは、給水装置工事主任技術者試験に合格し、国土交通大臣及び環境大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。 17 [略] 18 [略] 19 [略]	追加 開発給水に関する事務の移管によるため追加併せて段下げ
P1-2	<解説> 8・9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略]	P1-2	<解説> 8・9 [略] 10 開発給水に関する事項については、水道計画課が扱う。 11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略]	変更 水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため
P1-3		P1-3		追加 開発給水に関する事務の移管によるため追加併せて段下げ
P1-4	1.4 給水装置工事の種類 [略] <解説> 2 [略] 3 修繕工事 厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。 ※水道法施行規則第十三条より抜粋 厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。	P1-4	1.4 給水装置工事の種類 [略] <解説> 2 [略] 3 修繕工事 国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。 ※施行規則第13条より抜粋 国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。	変更 水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため 「施行規則第13条」は表記のみ修正(内容に変更無し)
P3-4	3.2.2 直結直圧式(2階建まで) [略] <解説> 1 直結直圧式(2階建まで) これは、配水管の持つ水量、水圧等の供給能力の範囲で、2階建の建物の高さまで給水する方式であり、「直結給水システム設計施工基準」に該当しない直結直圧式である。 直結直圧式(2階建まで)の場合、配水管の水圧(設計水圧)を基に水理計算上可能なものに適用する。 配管状況等により、配水管の水圧は一定ではないため、現地調査における水圧測定は重要であるが、現状の配水管の水圧を考慮し、配水管の水圧(設計水圧)は0.245メガパスカルとする。 この数値0.245メガパスカルは、水圧を保証するものではなく、現状の配水管の水圧を考慮し、概ねの数値として定義するものであり、以後の変更やその都度の協議を必要とする可能性のあるものである。 ただし、2階までの給水であっても直結スプリンクラーの設置及びパイプシャフトへのメーターの設置や給水栓の高さ等によっては、「直結給水システム設計施工基準」に基づく事前協議を必要とするものもある。	P3-4	3.2.2 直結直圧式(2階建まで) [略] <解説> 1 直結直圧式(2階建まで) これは、配水管の持つ水量、水圧等の供給能力の範囲で、2階建の建物の高さまで給水する方式であり、「直結給水システム設計施工基準」に該当しない直結直圧式である。 直結直圧式(2階建まで)の場合、配水管の水圧(設計水圧)を基に水理計算上可能なものに適用する。 配管状況等により、配水管の水圧は一定ではないため、現地調査における水圧測定は重要であるが、現状の配水管の水圧を考慮し、配水管の水圧(設計水圧)は0.245メガパスカルとする。 この数値0.245メガパスカルは、水圧を保証するものではなく、現状の配水管の水圧を考慮し、概ねの数値として定義するものであり、以後の変更やその都度の協議を必要とする可能性のあるものである。 ただし、2階までの給水であっても直結スプリンクラーを設置する場合等事前協議を必要とするものもある。	変更 運用に合わせるため

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)		改 訂 後(令和6年4月版)		理 由
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項	
P3-6~25	<p>3.3.2 計画使用水量の決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div> <p><解説> 1 直結式の計画使用水量 直結式の計画使用水量は、一日で使用する最大水量と同時に使用する瞬時の最大水量を給水できるように、計画一日使用水量と同時使用水量を決定する必要がある。 (1)・(2) [略] (3) 直結増圧式の計画使用水量 直結増圧式の計画使用水量は、計画一日使用水量を計算後、適切な口径及び増圧給水設備の容量を決定するために、同時使用水量を決定する必要がある。これを誤ると、過大な設備の導入、エネルギー利用の非効率化、給水不足の発生等が起こることがある。 同時使用水量について、共同住宅はB L基準により計算すること。ただし、一戸当たりの平均人口が4人以下の場合は、下記の式により居住人員数により算出することができる。 共同住宅以外は、市の計画1日最大給水量算定基準、給水用具と同時使用水量比、又は給水用具給水負荷単位により計算すること。ただし、これらの計算式による決定が困難な場合は、建物の実態に応じた計算式によることができる。</p> <p>B L基準による計算方法 1 0戸未満 1 0戸以上6 0 0戸未満 Q：同時使用水量 (ℓ/min) N：戸数</p> <p>居住人員数による計算方法 <u>3 0人以下</u> $Q=26P^{0.336}$ 3 1～2 0 0人 $Q=13P^{0.56}$ 2 0 1～2 0 0 0人 $Q=6.9P^{0.67}$ Q：同時使用水量 (ℓ/min) P：居住人員数 (ファミリータイプ4人、ワンルームタイプ2人とする。) (水道施設設計指針2012、P.702より)</p>	P3-6~25	<p>3.3.2 計画使用水量の決定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">[略]</div> <p><解説> 1 直結式の計画使用水量 直結式の計画使用水量は、一日で使用する最大水量と同時に使用する瞬時の最大水量を給水できるように、計画一日使用水量と同時使用水量を決定する必要がある。 (1)・(2) [略] (3) 直結増圧式の計画使用水量 直結増圧式の計画使用水量は、計画一日使用水量を計算後、適切な口径及び増圧給水設備の容量を決定するために、同時使用水量を決定する必要がある。これを誤ると、過大な設備の導入、エネルギー利用の非効率化、給水不足の発生等が起こることがある。 同時使用水量について、共同住宅はB L基準により計算すること。ただし、一戸当たりの平均人口が4人以下の場合は、下記の式により居住人員数により算出することができる。 共同住宅以外は、市の計画1日最大給水量算定基準、給水用具と同時使用水量比、又は給水用具給水負荷単位により計算すること。ただし、これらの計算式による決定が困難な場合は、建物の実態に応じた計算式によることができる。</p> <p>B L基準による計算方法 1 0戸未満 1 0戸以上6 0 0戸未満 Q：同時使用水量 (ℓ/min) N：戸数</p> <p>居住人員数による計算方法 <u>3 0人以下</u> $Q=26P^{0.36}$ 3 1～2 0 0人 $Q=13P^{0.56}$ 2 0 1～2 0 0 0人 $Q=6.9P^{0.67}$ Q：同時使用水量 (ℓ/min) P：居住人員数 (ファミリータイプ4人、ワンルームタイプ2人とする。) (水道施設設計指針2012、P.702より)</p>	変更誤植修正のため
P3-26	<p>4.2 水道局協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 次の事項に該当する場合は、水道局と事前協議しなければならない。 1 市内の開発行為に係る給水 2 開発給水申請 3 雑用水の利用 4 直結給水システム協議 5 スプリンクラー設置 </div>	P3-26	<p>4.2 水道局協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 次の事項に該当する場合は、水道局と事前協議しなければならない。 1 市内の開発行為に係る給水 2 開発給水申請 (<u>水道計画課</u>) 3 雑用水の利用 4 直結給水システム協議 5 スプリンクラー設置 </div>	追加業務移管に合わせるため
P4-1	<p>4.2 水道局協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 次の事項に該当する場合は、水道局と事前協議しなければならない。 1 市内の開発行為に係る給水 2 開発給水申請 3 雑用水の利用 4 直結給水システム協議 5 スプリンクラー設置 </div>	P4-1	<p>4.2 水道局協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 次の事項に該当する場合は、水道局と事前協議しなければならない。 1 市内の開発行為に係る給水 2 開発給水申請 (<u>水道計画課</u>) 3 雑用水の利用 4 直結給水システム協議 5 スプリンクラー設置 </div>	追加業務移管に合わせるため

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)		改 訂 後(令和6年4月版)		理 由	
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項		
P4-2	<p>4.2.2 開発給水申請</p> <p>[略]</p> <p><解説> 開発給水に関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき管理者に必要な図書を提出する。 関係法令 さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱 1～3 [略]</p>	P4-2	<p>4.2.2 開発給水申請 <u>(水道計画課)</u></p> <p>[略]</p> <p><解説> 開発給水に関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき管理者に必要な図書を提出する。 関係法令 さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱 1～3 [略]</p>	追加業務移管に合わせるため	
P4-3	<p>4 承認工事を行う場合、図面審査願、承認工事施工監督依頼書のそれぞれに、次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出する。 なお、当書類の提出は、受任者で構わない。 (1) 図面審査願 1部 工期の開始及び終了日は、土・日曜日・官公署の定める休日を除き、余裕をもって設定する。 ア 工事承認図面 3部(A1=2部、A3=1部) (7) 工事場所は、工事の始点と終点を住居表示(住居表示がない場合は、公図上の地番)とする。 (4) 工事名は、工事内容に応じて開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事、開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事及び消火栓設置工事、開発第〇〇〇〇号消火栓設置工事とする。</p>	P4-3	<p>4 承認工事を行う場合、図面審査願、承認工事施工監督依頼書のそれぞれに、次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出する。 なお、当書類の提出は、受任者で構わない。 (1) 図面審査願 1部 工期の開始及び終了日は、土・日曜日・官公署の定める休日を除き、余裕をもって設定する。 ア 工事承認図面 2部(A1=1部、A3=1部) (7) 工事場所は、工事の始点と終点を住居表示(住居表示がない場合は、公図上の地番)とする。 (4) 工事名は、工事内容に応じて開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事、開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事及び消火栓設置工事、開発第〇〇〇〇号消火栓設置工事とする。</p>		変更運用を変更したため
P4-4	<p>イ～キ [略] (2) [略] 5～9 [略]</p>	P4-4	<p>イ～キ [略] (2) [略] 5～9 [略]</p>		
P4-4	<p>4.2.4 直結給水システム協議</p> <p>[略]</p>	P4-4	<p>4.2.4 直結給水システム協議</p> <p>[略]</p>	変更運用に合わせるため	
P4-5	<p><解説> 直結給水システムに関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき給水工事課と協議しなければならない。 関係法令 直結給水システム設計施工基準 1 申請者は、直結給水システム事前協議申請書に次に掲げる図書を添付して、給水工事課へ提出しなければならない。提出部数は、2部(水道局用1部、申請者用1部)とする。また、事前協議証明書として水道局で1部保管し、1部を申請者に返却する。 (1)～(5) [略] (6) <u>給水用具給水負荷単位による同時使用水量</u> (必要に応じて) (7)・(8) [略] 2 [略] 3 [略]</p>	P4-5	<p><解説> 直結給水システムに関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき給水工事課と協議しなければならない。 関係法令 直結給水システム設計施工基準 1 申請者は、直結給水システム事前協議申請書に次に掲げる図書を添付して、給水工事課へ提出しなければならない。提出部数は、2部(水道局用1部、申請者用1部)とする。また、事前協議証明書として水道局で1部保管し、1部を申請者に返却する。 (1)～(5) [略] (6) <u>計画使用水量の根拠を示す書類</u> (必要に応じて) (7)・(8) [略] 2 [略] 3 [略]</p>		

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)		改 訂 後(令和6年4月版)		理 由																																																										
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項																																																											
P4-8~10	<p>4.4.1 戸別検針共同住宅</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 戸別検針共同住宅(受水槽方式給水)事前届出書を提出すること。</p> <p>2 「さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準」を遵守すること。</p> <p>3 給水設備は、中間調査2回及びしゅん工調査を受けること。中間調査1回目は、パイプシャフトスペースの寸法が確認できる状態で行う。中間調査2回目は、各立ち上がり管最上部に吸排気弁又は自動空気弁を設置し、パイプシャフト内にメーターユニット(数箇所でのよい。)の設置が確認できる状態で行う。</p> <p>しゅん工調査は、各戸メーター指針を含めての調査であるため、引渡し直前に行うことが望ましい。</p> <p>4 戸別検針共同住宅給水設備の中間調査及びしゅん工調査項目は表-4.4.1 給水装置及び設備等の調査項目によるものとする。</p> </div> <p><解説> [略]</p>	P4-8~10	<p>4.4.1 戸別検針共同住宅</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 戸別検針共同住宅(受水槽方式給水)事前届出書を提出すること。</p> <p>2 「さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する認定基準」を遵守すること。</p> <p>3 給水設備は、中間調査及びしゅん工調査を受けること。中間調査は、パイプシャフトスペースの寸法が確認できる状態で行う。他に、各立ち上がり管最上部の吸排気弁又は自動空気弁、パイプシャフト内のメーターユニット(数箇所でのよい。)を確認できる状態が望ましい。</p> <p>しゅん工調査は、各戸メーター指針を含めての調査であるため、引渡し直前に行うことが望ましい。</p> <p>4 戸別検針共同住宅給水設備の中間調査及びしゅん工調査項目は表-4.4.1 給水装置及び設備等の調査項目によるものとする。</p> </div> <p><解説> [略]</p>	変更運用に合わせるため																																																										
P4-11	<p>表-4.4.1 給水装置及び給水設備の調査項目</p> <p>●新築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給水方式</th> <th>中間調査</th> <th>しゅん工調査^{注2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増圧</td> <td>親メーター(無)</td> <td>○ <small>[P.S.寸法確認、吸排気弁設置]</small></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>親メーター(有)</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>戸別</td> <td></td> <td>○ <small>[1回目] [P.S.寸法確認]</small></td> <td>○ <small>[2回目] [P.S.寸法確認]</small></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3直</td> <td>メーターが平置</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>メーターP.S.内設置</td> <td>○ <small>(事前協議後、P.S.寸法確認)</small></td> <td>△^{注3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2直</td> <td>メーターが平置</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>メーターP.S.内設置</td> <td>○ <small>(P.S.寸法確認)</small></td> <td>△^{注3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>●既存/改造 [略]</p>	給水方式			中間調査	しゅん工調査 ^{注2}	増圧	親メーター(無)	○ <small>[P.S.寸法確認、吸排気弁設置]</small>	○	親メーター(有)	×	×	戸別		○ <small>[1回目] [P.S.寸法確認]</small>	○ <small>[2回目] [P.S.寸法確認]</small>	3直	メーターが平置	×	×	メーターP.S.内設置	○ <small>(事前協議後、P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}	2直	メーターが平置	×	×	メーターP.S.内設置	○ <small>(P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}	P4-11	<p>表-4.4.1 給水装置及び給水設備の調査項目</p> <p>●新築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給水方式</th> <th>中間調査</th> <th>しゅん工調査^{注2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増圧</td> <td>親メーター(無)</td> <td>○ <small>[P.S.寸法確認]</small></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>親メーター(有)</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>戸別</td> <td></td> <td>○ <small>[P.S.寸法確認]</small></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3直</td> <td>メーターが平置</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>メーターP.S.内設置</td> <td>○ <small>(事前協議後、P.S.寸法確認)</small></td> <td>△^{注3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2直</td> <td>メーターが平置</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>メーターP.S.内設置</td> <td>○ <small>(P.S.寸法確認)</small></td> <td>△^{注3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>●既存/改造 [略]</p>	給水方式		中間調査	しゅん工調査 ^{注2}	増圧	親メーター(無)	○ <small>[P.S.寸法確認]</small>	○	親メーター(有)	×	×	戸別		○ <small>[P.S.寸法確認]</small>	○	3直	メーターが平置	×	×	メーターP.S.内設置	○ <small>(事前協議後、P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}	2直	メーターが平置	×	×	メーターP.S.内設置	○ <small>(P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}
給水方式		中間調査	しゅん工調査 ^{注2}																																																											
増圧	親メーター(無)	○ <small>[P.S.寸法確認、吸排気弁設置]</small>	○																																																											
	親メーター(有)	×	×																																																											
戸別		○ <small>[1回目] [P.S.寸法確認]</small>	○ <small>[2回目] [P.S.寸法確認]</small>																																																											
3直	メーターが平置	×	×																																																											
	メーターP.S.内設置	○ <small>(事前協議後、P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}																																																											
2直	メーターが平置	×	×																																																											
	メーターP.S.内設置	○ <small>(P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}																																																											
給水方式		中間調査	しゅん工調査 ^{注2}																																																											
増圧	親メーター(無)	○ <small>[P.S.寸法確認]</small>	○																																																											
	親メーター(有)	×	×																																																											
戸別		○ <small>[P.S.寸法確認]</small>	○																																																											
3直	メーターが平置	×	×																																																											
	メーターP.S.内設置	○ <small>(事前協議後、P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}																																																											
2直	メーターが平置	×	×																																																											
	メーターP.S.内設置	○ <small>(P.S.寸法確認)</small>	△ ^{注3}																																																											
P4-12	<p>●既存/増室・減室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給水方式</th> <th>中間調査</th> <th>しゅん工調査^{注2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増圧</td> <td>増室</td> <td>○ <small>[P.S.寸法確認、吸排気弁設置]</small></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>減室</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">戸別</td> <td>増室</td> <td>○ <small>[1回目] [P.S.寸法確認]</small></td> <td>○ <small>[2回目] [P.S.寸法確認]</small></td> </tr> <tr> <td>減室</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 [略]</p>	給水方式		中間調査	しゅん工調査 ^{注2}	増圧	増室	○ <small>[P.S.寸法確認、吸排気弁設置]</small>	○	減室	×	×	戸別	増室	○ <small>[1回目] [P.S.寸法確認]</small>	○ <small>[2回目] [P.S.寸法確認]</small>	減室	×	×	P4-12	<p>●既存/増室・減室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給水方式</th> <th>中間調査</th> <th>しゅん工調査^{注2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増圧</td> <td>増室</td> <td>○ <small>(P.S.寸法確認)</small></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>減室</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">戸別</td> <td>増室</td> <td>○ <small>[P.S.寸法確認]</small></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>減室</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 [略]</p>	給水方式		中間調査	しゅん工調査 ^{注2}	増圧	増室	○ <small>(P.S.寸法確認)</small>	○	減室	×	×	戸別	増室	○ <small>[P.S.寸法確認]</small>	○	減室	×	×																							
給水方式		中間調査	しゅん工調査 ^{注2}																																																											
増圧	増室	○ <small>[P.S.寸法確認、吸排気弁設置]</small>	○																																																											
	減室	×	×																																																											
戸別	増室	○ <small>[1回目] [P.S.寸法確認]</small>	○ <small>[2回目] [P.S.寸法確認]</small>																																																											
	減室	×	×																																																											
給水方式		中間調査	しゅん工調査 ^{注2}																																																											
増圧	増室	○ <small>(P.S.寸法確認)</small>	○																																																											
	減室	×	×																																																											
戸別	増室	○ <small>[P.S.寸法確認]</small>	○																																																											
	減室	×	×																																																											

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)		改 訂 後(令和6年4月版)		理 由																																																																																																																																																																																																															
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項																																																																																																																																																																																																																
P6-1	<p>6.1 給水装置工事の申請</p> <p>[略]</p> <p><解説> [略]</p> <p>表-6.1.1 申請に必要な図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>図書名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ア</td><td>給水装置工事申込書(控)</td><td>必須</td></tr> <tr><td>イ</td><td>給水装置工事申込書</td><td>〃</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>給水装置工事設計審査申請書</td><td>〃</td></tr> <tr><td>エ</td><td>使用材料表</td><td>〃</td></tr> <tr><td>オ</td><td>利害関係者の承諾書</td><td>〃</td></tr> <tr><td>カ</td><td>設計図</td><td>〃</td></tr> <tr><td>キ</td><td>水道管管理図</td><td>〃</td></tr> <tr><td>ク</td><td>案内図(A4)</td><td>〃</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>給水装置工事しゅん工検査申請書</td><td>〃</td></tr> <tr><td>コ</td><td>No.イからNo.カまでの写し(白黒)</td><td>〃</td></tr> <tr><td>サ</td><td>給水装置しゅん工図謄本</td><td>〃</td></tr> <tr><td>シ</td><td>建築確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規定による)の写し</td><td></td></tr> <tr><td>ス</td><td>公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書</td><td></td></tr> <tr><td>セ</td><td>不動産売買契約書の写し</td><td></td></tr> <tr><td>ソ</td><td>地積測量図、求積図、区画図</td><td></td></tr> <tr><td>タ</td><td>直結給水システム事前協議申請書の写し</td><td></td></tr> <tr><td>チ</td><td>受水槽設置届</td><td></td></tr> <tr><td>ツ</td><td>受水槽廃止届</td><td></td></tr> <tr><td>テ</td><td>給水装置用途区分(変更)届出書</td><td></td></tr> <tr><td>ト</td><td>新設開始使用申込書</td><td></td></tr> <tr><td>ナ</td><td>給水開始申込書</td><td></td></tr> <tr><td>ニ</td><td>給水装置抹消伝票</td><td></td></tr> <tr><td>ヌ</td><td>水質検査結果報告書</td><td></td></tr> <tr><td>ネ</td><td>代理人選定(変更)届出書</td><td></td></tr> <tr><td>ノ</td><td>建物全体図</td><td></td></tr> <tr><td>ハ</td><td>水道メーター連絡票</td><td></td></tr> <tr><td>ヒ</td><td>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</td><td></td></tr> <tr><td>フ</td><td>戸別検針共同住宅契約書</td><td></td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>戸別検針共同住宅増減室届出書</td><td></td></tr> <tr><td>ホ</td><td>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</td><td></td></tr> <tr><td>マ</td><td>戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表</td><td></td></tr> <tr><td>ミ</td><td>直結増圧式給水条件承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>ム</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>メ</td><td>その他必要なもの</td><td></td></tr> </tbody> </table>	No	図書名	備考	ア	給水装置工事申込書(控)	必須	イ	給水装置工事申込書	〃	ウ	給水装置工事設計審査申請書	〃	エ	使用材料表	〃	オ	利害関係者の承諾書	〃	カ	設計図	〃	キ	水道管管理図	〃	ク	案内図(A4)	〃	ケ	給水装置工事しゅん工検査申請書	〃	コ	No.イからNo.カまでの写し(白黒)	〃	サ	給水装置しゅん工図謄本	〃	シ	建築確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規定による)の写し		ス	公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書		セ	不動産売買契約書の写し		ソ	地積測量図、求積図、区画図		タ	直結給水システム事前協議申請書の写し		チ	受水槽設置届		ツ	受水槽廃止届		テ	給水装置用途区分(変更)届出書		ト	新設開始使用申込書		ナ	給水開始申込書		ニ	給水装置抹消伝票		ヌ	水質検査結果報告書		ネ	代理人選定(変更)届出書		ノ	建物全体図		ハ	水道メーター連絡票		ヒ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書		フ	戸別検針共同住宅契約書		ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書		ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書		マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表		ミ	直結増圧式給水条件承諾書		ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書		メ	その他必要なもの		P6-1	<p>6.1 給水装置工事の申請</p> <p>[略]</p> <p><解説> [略]</p> <p>表-6.1.1 申請に必要な図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>図書名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ア</td><td>給水装置工事申込書</td><td>必須</td></tr> <tr><td>イ</td><td>給水装置工事設計審査申請書</td><td>〃</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>使用材料表</td><td>〃</td></tr> <tr><td>エ</td><td>利害関係者の承諾書</td><td>〃</td></tr> <tr><td>オ</td><td>設計図</td><td>〃</td></tr> <tr><td>カ</td><td>水道管管理図</td><td>〃</td></tr> <tr><td>キ</td><td>案内図(A4)</td><td>〃</td></tr> <tr><td>ク</td><td>給水装置工事しゅん工検査申請書</td><td>〃</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>No.アからNo.オまでの写し(白黒)</td><td>〃</td></tr> <tr><td>コ</td><td>給水装置しゅん工図謄本</td><td>〃</td></tr> <tr><td>サ</td><td>建築確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規定による)の写し</td><td></td></tr> <tr><td>シ</td><td>公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書</td><td></td></tr> <tr><td>ス</td><td>不動産売買契約書の写し</td><td></td></tr> <tr><td>セ</td><td>地積測量図、求積図、区画図</td><td></td></tr> <tr><td>ソ</td><td>直結給水システム事前協議申請書の写し</td><td></td></tr> <tr><td>タ</td><td>受水槽設置届</td><td></td></tr> <tr><td>チ</td><td>受水槽廃止届</td><td></td></tr> <tr><td>ツ</td><td>給水装置用途区分(変更)届出書</td><td></td></tr> <tr><td>テ</td><td>新設開始使用申込書</td><td></td></tr> <tr><td>ナ</td><td>給水開始申込書</td><td></td></tr> <tr><td>ニ</td><td>給水装置抹消伝票</td><td></td></tr> <tr><td>ヌ</td><td>水質検査結果報告書</td><td></td></tr> <tr><td>ネ</td><td>代理人選定(変更)届出書</td><td></td></tr> <tr><td>ノ</td><td>建物全体図</td><td></td></tr> <tr><td>ハ</td><td>水道メーター連絡票</td><td></td></tr> <tr><td>ヒ</td><td>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</td><td></td></tr> <tr><td>フ</td><td>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</td><td></td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>戸別検針共同住宅増減室届出書</td><td></td></tr> <tr><td>ホ</td><td>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</td><td></td></tr> <tr><td>マ</td><td>戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表</td><td></td></tr> <tr><td>ミ</td><td>直結増圧式給水条件承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>ム</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>メ</td><td>その他必要なもの</td><td></td></tr> </tbody> </table>	No	図書名	備考	ア	給水装置工事申込書	必須	イ	給水装置工事設計審査申請書	〃	ウ	使用材料表	〃	エ	利害関係者の承諾書	〃	オ	設計図	〃	カ	水道管管理図	〃	キ	案内図(A4)	〃	ク	給水装置工事しゅん工検査申請書	〃	ケ	No.アからNo.オまでの写し(白黒)	〃	コ	給水装置しゅん工図謄本	〃	サ	建築確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規定による)の写し		シ	公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書		ス	不動産売買契約書の写し		セ	地積測量図、求積図、区画図		ソ	直結給水システム事前協議申請書の写し		タ	受水槽設置届		チ	受水槽廃止届		ツ	給水装置用途区分(変更)届出書		テ	新設開始使用申込書		ナ	給水開始申込書		ニ	給水装置抹消伝票		ヌ	水質検査結果報告書		ネ	代理人選定(変更)届出書		ノ	建物全体図		ハ	水道メーター連絡票		ヒ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書		フ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書		ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書		ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書		マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表		ミ	直結増圧式給水条件承諾書		ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書		メ	その他必要なもの		<p>削除 「ア給水装置工事申込書(控)」の廃止につき一段繰上げ</p> <p>変更 「フ個別検針共同住宅契約書」を正式名称に修正する</p>
No	図書名	備考																																																																																																																																																																																																																	
ア	給水装置工事申込書(控)	必須																																																																																																																																																																																																																	
イ	給水装置工事申込書	〃																																																																																																																																																																																																																	
ウ	給水装置工事設計審査申請書	〃																																																																																																																																																																																																																	
エ	使用材料表	〃																																																																																																																																																																																																																	
オ	利害関係者の承諾書	〃																																																																																																																																																																																																																	
カ	設計図	〃																																																																																																																																																																																																																	
キ	水道管管理図	〃																																																																																																																																																																																																																	
ク	案内図(A4)	〃																																																																																																																																																																																																																	
ケ	給水装置工事しゅん工検査申請書	〃																																																																																																																																																																																																																	
コ	No.イからNo.カまでの写し(白黒)	〃																																																																																																																																																																																																																	
サ	給水装置しゅん工図謄本	〃																																																																																																																																																																																																																	
シ	建築確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規定による)の写し																																																																																																																																																																																																																		
ス	公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書																																																																																																																																																																																																																		
セ	不動産売買契約書の写し																																																																																																																																																																																																																		
ソ	地積測量図、求積図、区画図																																																																																																																																																																																																																		
タ	直結給水システム事前協議申請書の写し																																																																																																																																																																																																																		
チ	受水槽設置届																																																																																																																																																																																																																		
ツ	受水槽廃止届																																																																																																																																																																																																																		
テ	給水装置用途区分(変更)届出書																																																																																																																																																																																																																		
ト	新設開始使用申込書																																																																																																																																																																																																																		
ナ	給水開始申込書																																																																																																																																																																																																																		
ニ	給水装置抹消伝票																																																																																																																																																																																																																		
ヌ	水質検査結果報告書																																																																																																																																																																																																																		
ネ	代理人選定(変更)届出書																																																																																																																																																																																																																		
ノ	建物全体図																																																																																																																																																																																																																		
ハ	水道メーター連絡票																																																																																																																																																																																																																		
ヒ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書																																																																																																																																																																																																																		
フ	戸別検針共同住宅契約書																																																																																																																																																																																																																		
ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書																																																																																																																																																																																																																		
ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書																																																																																																																																																																																																																		
マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表																																																																																																																																																																																																																		
ミ	直結増圧式給水条件承諾書																																																																																																																																																																																																																		
ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書																																																																																																																																																																																																																		
メ	その他必要なもの																																																																																																																																																																																																																		
No	図書名	備考																																																																																																																																																																																																																	
ア	給水装置工事申込書	必須																																																																																																																																																																																																																	
イ	給水装置工事設計審査申請書	〃																																																																																																																																																																																																																	
ウ	使用材料表	〃																																																																																																																																																																																																																	
エ	利害関係者の承諾書	〃																																																																																																																																																																																																																	
オ	設計図	〃																																																																																																																																																																																																																	
カ	水道管管理図	〃																																																																																																																																																																																																																	
キ	案内図(A4)	〃																																																																																																																																																																																																																	
ク	給水装置工事しゅん工検査申請書	〃																																																																																																																																																																																																																	
ケ	No.アからNo.オまでの写し(白黒)	〃																																																																																																																																																																																																																	
コ	給水装置しゅん工図謄本	〃																																																																																																																																																																																																																	
サ	建築確認済証(建築基準法第6条の2第1項の規定による)の写し																																																																																																																																																																																																																		
シ	公図、登記簿謄本、仮換地・底地番証明書																																																																																																																																																																																																																		
ス	不動産売買契約書の写し																																																																																																																																																																																																																		
セ	地積測量図、求積図、区画図																																																																																																																																																																																																																		
ソ	直結給水システム事前協議申請書の写し																																																																																																																																																																																																																		
タ	受水槽設置届																																																																																																																																																																																																																		
チ	受水槽廃止届																																																																																																																																																																																																																		
ツ	給水装置用途区分(変更)届出書																																																																																																																																																																																																																		
テ	新設開始使用申込書																																																																																																																																																																																																																		
ナ	給水開始申込書																																																																																																																																																																																																																		
ニ	給水装置抹消伝票																																																																																																																																																																																																																		
ヌ	水質検査結果報告書																																																																																																																																																																																																																		
ネ	代理人選定(変更)届出書																																																																																																																																																																																																																		
ノ	建物全体図																																																																																																																																																																																																																		
ハ	水道メーター連絡票																																																																																																																																																																																																																		
ヒ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書																																																																																																																																																																																																																		
フ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書																																																																																																																																																																																																																		
ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書																																																																																																																																																																																																																		
ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書																																																																																																																																																																																																																		
マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表																																																																																																																																																																																																																		
ミ	直結増圧式給水条件承諾書																																																																																																																																																																																																																		
ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書																																																																																																																																																																																																																		
メ	その他必要なもの																																																																																																																																																																																																																		
P6-2	<table border="1"> <tbody> <tr><td>フ</td><td>さいたま市水道局戸別検針共同住宅契約書</td><td></td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>戸別検針共同住宅増減室届出書</td><td></td></tr> <tr><td>ホ</td><td>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</td><td></td></tr> <tr><td>マ</td><td>戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表</td><td></td></tr> <tr><td>ミ</td><td>直結増圧式給水条件承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>ム</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>メ</td><td>その他必要なもの</td><td></td></tr> </tbody> </table>	フ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅契約書		ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書		ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書		マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表		ミ	直結増圧式給水条件承諾書		ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書		メ	その他必要なもの		P6-2	<table border="1"> <tbody> <tr><td>フ</td><td>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</td><td></td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>戸別検針共同住宅増減室届出書</td><td></td></tr> <tr><td>ホ</td><td>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</td><td></td></tr> <tr><td>マ</td><td>戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表</td><td></td></tr> <tr><td>ミ</td><td>直結増圧式給水条件承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>ム</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書</td><td></td></tr> <tr><td>メ</td><td>その他必要なもの</td><td></td></tr> </tbody> </table>	フ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書		ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書		ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書		マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表		ミ	直結増圧式給水条件承諾書		ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書		メ	その他必要なもの																																																																																																																																																																							
フ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅契約書																																																																																																																																																																																																																		
ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書																																																																																																																																																																																																																		
ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書																																																																																																																																																																																																																		
マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表																																																																																																																																																																																																																		
ミ	直結増圧式給水条件承諾書																																																																																																																																																																																																																		
ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書																																																																																																																																																																																																																		
メ	その他必要なもの																																																																																																																																																																																																																		
フ	さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書																																																																																																																																																																																																																		
ヘ	戸別検針共同住宅増減室届出書																																																																																																																																																																																																																		
ホ	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書																																																																																																																																																																																																																		
マ	戸別検針共同住宅しゅん工検査時提出表																																																																																																																																																																																																																		
ミ	直結増圧式給水条件承諾書																																																																																																																																																																																																																		
ム	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書																																																																																																																																																																																																																		
メ	その他必要なもの																																																																																																																																																																																																																		

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)		改 訂 後(令和6年4月版)		理 由
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項	
P6-2	<p><u>ア 給水装置工事申込書(控)</u> <u>捺印は不要とする。</u></p> <p><u>イ、ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>ク</u>を添付する。 <u>コ</u> <u>(控)を除く</u>設計書の写し <u>イ、ウ、エ、オ、カ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議書の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p><u>メ</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>P6-2</p>	<p><u>ア、イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>ク</u></p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>キ</u>を添付する。 設計書の写し <u>ア、イ、ウ、エ、オ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議<u>申請書</u>の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>ツ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>削除 「ア給水装置工事申込書(控)」の廃止につき一段繰上げ</p>
P6-3	<p><u>イ、ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>ク</u>を添付する。 <u>コ</u> <u>(控)を除く</u>設計書の写し <u>イ、ウ、エ、オ、カ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議書の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>P6-3</p>	<p><u>イ、ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>ク</u></p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>キ</u>を添付する。 設計書の写し <u>ア、イ、ウ、エ、オ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議<u>申請書</u>の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>ツ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	
P6-4	<p><u>イ、ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>ク</u>を添付する。 <u>コ</u> <u>(控)を除く</u>設計書の写し <u>イ、ウ、エ、オ、カ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議書の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>P6-4</p>	<p><u>イ、ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>ク</u></p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>キ</u>を添付する。 設計書の写し <u>ア、イ、ウ、エ、オ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議<u>申請書</u>の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>ツ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	
P6-5	<p><u>イ、ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>ク</u>を添付する。 <u>コ</u> <u>(控)を除く</u>設計書の写し <u>イ、ウ、エ、オ、カ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議書の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>P6-5</p>	<p><u>イ、ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>ク</u></p> <p>給水装置工事しゅん工検査申請書 申請地に色付けした<u>キ</u>を添付する。 設計書の写し <u>ア、イ、ウ、エ、オ</u>をA3のままコピーし提出する。</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p>直結給水システム事前協議<u>申請書</u>の写し <u>タ</u> <u>チ</u> [略]</p> <p><u>ツ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ネ</u> [略]</p> <p><u>ノ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ヒ</u> [略]</p> <p><u>フ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>マ</u> [略]</p> <p><u>ミ</u> [略]</p> <p><u>ム</u> [略]</p> <p>2 [略]</p>	
P6-6	<p>6.2 設計審査</p> <p>[略]</p> <p><解説> 設計審査は、給水装置工事の適正施行の確保を目的とし、設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施工方法が給水条例、水道局の定める規程及び基準等に適合していることを確認するために、工事着手前に管理者が行うものである。 設計審査は、申請書に記載された主任技術者が受けるものとする。ただし、申請内容及び施工方法を熟知し、審査・検査方法を理解し、かつ職員の質問に対して適切に回答できる者を代理人とすることができる。 なお、書類の記載内容及び設計内容に不備があるもの、あるいは設計内容に支障があると認められた場合や変更が生じた場合は、申請手続を行う主任技術者は、その訂正及び改善方法について指示に従い、必要箇所の修正を行わなければならない。 設計審査後、当該給水装置工事にやむを得ず<u>変更点や施工上の支障が発生した場合</u>は、主任技術者は、水道局にすみやかにその旨を連絡し、指示に従うものとする。</p>	<p>P6-6</p>	<p>6.2 設計審査</p> <p>[略]</p> <p><解説> 設計審査は、給水装置工事の適正施行の確保を目的とし、設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施工方法が給水条例、水道局の定める規程及び基準等に適合していることを確認するために、工事着手前に管理者が行うものである。 設計審査は、申請書に記載された主任技術者が受けるものとする。ただし、申請内容及び施工方法を熟知し、審査・検査方法を理解し、かつ職員の質問に対して適切に回答できる者を代理人とすることができる。 なお、書類の記載内容及び設計内容に不備があるもの、あるいは設計内容に支障があると認められた場合や変更が生じた場合は、申請手続を行う主任技術者は、その訂正及び改善方法について指示に従い、必要箇所の修正を行わなければならない。 設計審査後、当該給水装置工事にやむを得ず<u>変更が生じた場合</u>、主任技術者は、水道局にすみやかにその旨を連絡し、指示に従うものとする。 <u>具体例は以下のとおりとする。</u> <u>(1) 給水管の占用位置や分岐位置が変更となるとき。</u> <u>(2) 給水管の口径及びメーター口径が変更となるとき。</u> <u>(3) 計画使用水量が著しく変更となるとき。</u> <u>(4) 給水方式が変更となるとき。</u> <u>(5) 事前協議の内容に変更が生じたとき。</u> <u>(6) その他、設計書の内容に変更が生じたとき。</u></p>	

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)		改 訂 後(令和6年4月版)		理 由
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項	
P7-1	<p>7.1 管理者への連絡</p> <p>[略]</p> <p><解説></p> <p>1 [略]</p> <p>2 立会検査は予約制(営業日のうち給水工事課長が指定した日に限る)であるため、上記内容を考慮の上予約を行い、立会検査日前日(前営業日)に事前打合せを行うこと。また、立会検査日までに縦横断工事が必要な場合は、縦横断工事の予約を行い、縦横断工事施工日前日(前営業日)に事前打合せを行うこと。その際、施工内容を図示した設計図の写しに必要項目を記入し持参すること。なお、それぞれの事前打合せ時には、必要な許可及び届出、また協議等の書類が整っていること。<u>やむを得ず夜間及び休日に立会検査や工事施工が必要な場合は、あらかじめ給水工事課長に必要書類を提出すること。ただし、給水工事課長が認めたものはこの限りではない。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	P7-1	<p>7.1 管理者への連絡</p> <p>[略]</p> <p><解説></p> <p>1 [略]</p> <p>2 立会検査は予約制(営業日のうち給水工事課長が指定した日に限る)であるため、上記内容を考慮の上予約を行い、立会検査日前日(前営業日)に事前打合せを行うこと。また、立会検査日までに縦横断工事が必要な場合は、縦横断工事の予約を行い、縦横断工事施工日前日(前営業日)に事前打合せを行うこと。その際、施工内容を図示した設計図の写しに必要項目を記入し持参すること。なお、それぞれの事前打合せ時には、必要な許可及び届出、また協議等の書類が整っていること。<u>また、主任技術者は当該給水装置工事の施工及び立会検査に支障等が生じた場合は、水道局へすみやかにその旨を連絡し、調整を行うものとする。</u></p> <p><u>具体例は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>申請手続及び設計審査にて承認された内容に則った施工が困難になったとき。</u></p> <p>(2) <u>施工及び立会検査に関し、近隣住民や施設等からの要望があったとき。</u></p> <p>(3) <u>夜間及び休日に施工及び立会検査をする必要が生じたとき。</u></p> <p>(4) <u>立会検査予約日の追加や変更をする必要が生じたとき。</u></p> <p>(5) <u>その他、施工及び立会検査に支障が生じたとき。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	変更・追加 夜間・休日以外にも対応が必要な事象を具体的に例示することで、速やかな連絡を促すため
P7-1	7.2 給水管の分岐	P7-2	7.2 給水管の分岐	変更 受口部にサドルをつけることが可能と解釈されるため
P7-2	[略]	P7-2	[略]	
P7-3	<p><解説></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 分岐部の間隔は、給水管の取出しせん孔による管体強度の減少を防止すること、給水装置相互間の流量への影響により他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の分岐部から30センチメートル以上離すこと。また、維持管理を考慮して配水管等の継手端面(受口部を除く。)からも30センチメートル以上離すこと。</p> <p>なお、管末端である場合は100センチメートル以上離すこと。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 せん孔作業は次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) せん孔機は、製造業者及び機種等により取扱いが異なる。また、せん孔機に適用するドリルやカッターの組合せも異なるので必ず取扱い説明書等をよく読み使用する。</p> <p>(3)~(4) [略]</p> <p>9 [略]</p>	P7-3	<p><解説></p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 分岐部の間隔は、給水管の取出しせん孔による管体強度の減少を防止すること、給水装置相互間の流量への影響により他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の分岐部から30センチメートル以上離すこと。また、維持管理を考慮して配水管等の継手端面からも30センチメートル以上離すこと。</p> <p>なお、管末端である場合は100センチメートル以上離すこと。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 せん孔作業は次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) せん孔機は、製造業者及び機種等により取扱いが異なる。また、せん孔機に適用するドリルやカッターの組合せも異なるので必ず取扱い説明書等の内容に従って使用する。</p> <p>(3)~(4) [略]</p> <p>9 [略]</p>	変更 説明書に則ることを強調するため
P7-4~6		P7-4		
P7-7	7.3 給水管の埋設深さ及び占用位置	P7-7	7.3 給水管の埋設深さ及び占用位置	追加 やむを得ない場合の参考:給水装置工事技術指針2020, p229ほか
P7-8	<p>[略]</p> <p><解説></p> <p>給水管の埋設深さ及び占用位置は、平成11年3月31日付け建設省道政発第32号建設省道国発第5号「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」及び同日付け建設省道路局路政課、国道課事務連絡「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する取扱いについて」に基づき浅層埋設とする。特に道路を縦断して給水管を埋設する場合には他の埋設物との関係もあるので、道路管理者が指示する占用位置を誤らないようにする。</p> <p>5 給水管を他の埋設物に近接して布設すると、接点付近の集中荷重や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等によって、損傷を与えるおそれがある。したがって、これらの事故を未然に防止するとともに修繕工事の作業を考慮して、給水管は他の埋設物(基礎、路盤、U字溝、水路等を含む。)から最低30センチメートル以上の間隔を保って埋設する。</p>	P7-8	<p>[略]</p> <p><解説></p> <p>給水管の埋設深さ及び占用位置は、平成11年3月31日付け建設省道政発第32号建設省道国発第5号「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」及び同日付け建設省道路局路政課、国道課事務連絡「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する取扱いについて」に基づき浅層埋設とする。特に道路を縦断して給水管を埋設する場合には他の埋設物との関係もあるので、道路管理者が指示する占用位置を誤らないようにする。</p> <p>5 給水管を他の埋設物に近接して布設すると、接点付近の集中荷重や給水管の漏水によるサンドブラスト現象等によって、損傷を与えるおそれがある。したがって、これらの事故を未然に防止するとともに修繕工事の作業を考慮して、給水管は他の埋設物(基礎、路盤、U字溝、水路等を含む。)から最低30センチメートル以上の間隔を保って埋設する。</p> <p><u>また、やむを得ず間隔が保てない場合は、給水工事課及び埋設物占用事業者と協議し適切な防護措置をとること。</u></p>	

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行 (令和5年4月版)		改 訂 後 (令和6年4月版)		理 由
項目 (頁・章)	改訂事項	項目 (頁・章)	改訂事項	
P8-1	<p>8 工事検査</p> <p>[略]</p> <p><解説> 2 主任技術者は、給水装置工事に係る技術上の管理、従事する者の技術上の指導監督及び給水装置が施行令第6条に適合していることの確認を職務としている。給水装置工事を適正に施工するためには、その前後において必要な確認をしなければならない。 主任技術者は、図面検査において、提出する図面が、「5 図面作成」のとおりに作成されていることを確認しなければならない。給水装置はその大部分が埋設され、管理者は現場検査時に実際の施工状態の確認ができない。そのため、図面検査と一部の現場検査となる。よって、主任技術者は材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する図面と実際の施工の内容が相違ないことを必ず確認する。 主任技術者が現場検査で確認する内容は、表-8.1.1のとおりである。</p> <p>表-8.1.1 [略]</p>	P8-1	<p>8 工事検査</p> <p>[略]</p> <p><解説> 2 主任技術者は、給水装置工事に係る技術上の管理、従事する者の技術上の指導監督及び給水装置が施行令第6条に適合していることの確認を職務としている。給水装置工事を適正に施工するためには、その前後において必要な確認をしなければならない。 <u>また、施工した内容について、設計書からの軽微な変更(6.2で挙げたもの以外の変更。例：給水管延長の変更等)が生じた場合も、その内容及び理由を給水工事課へ報告するものとする。</u> 主任技術者は、図面検査において、提出する図面が、「5 図面作成」のとおりに作成されていることを確認しなければならない。給水装置はその大部分が埋設され、管理者は現場検査時に実際の施工状態の確認ができない。そのため、図面検査と一部の現場検査となる。よって、主任技術者は材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する図面と実際の施工の内容が相違ないことを必ず確認する。 主任技術者が現場検査で確認する内容は、表-8.1.1のとおりである。</p> <p>表-8.1.1 [略]</p>	<p>追加 軽微な変更を伝えない事例が散見されたため</p> <p>追加 ①給水工事課による検査の趣旨を明確にすると共に、円滑な検査をするため ②検査項目が限定列举と誤解されることを防ぐため</p>
P8-2	<p>3 管理者（給水工事課）が行う検査</p>	P8-2	<p>3 管理者（給水工事課）が行う検査</p> <p><u>実際の施工が施行要領に規定する基準に適合しているかについて検査を行う。主任技術者は当該検査が円滑に行われるよう準備しなければならない。</u> <u>検査項目は以下のとおりとする。</u></p>	
P8-3	<p>(1) [略] (2) 現場検査 ア～オ [略]</p>	P8-3	<p>(1) [略] (2) 現場検査 ア～オ [略] <u>カ その他、施工内容や現場状況に応じ必要な事項</u></p>	
P8-4	<p>4 [略] 5 [略]</p>	P8-4	<p>4 [略] 5 [略]</p>	

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和5年4月版)			改 訂 後(令和6年4月版)			理 由																																																																																																																																																																	
項目(頁・章)	改訂事項		項目(頁・章)	改訂事項																																																																																																																																																																			
P9-1	9.2 様式一覧		P9-1	9.2 様式一覧		削除 「No25給水装置工事 申込書(控)」の廃 止につき一段繰上げ																																																																																																																																																																	
P9-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様 式 名 称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~24</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td><u>給水装置工事申込書(控)</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td><u>給水装置工事申込書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td><u>給水装置工事設計審査申請書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td><u>使用材料表</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td><u>利害関係者の承諾書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td><u>設計図</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td><u>給水装置工事しゅん工検査申請書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td><u>受水槽設置届</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td><u>受水槽廃止届</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td><u>給水装置用途区分(変更)届出書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td><u>新設開始使用申込書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td><u>給水開始申込書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td><u>給水装置抹消伝票</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td><u>代理人選定(変更)届出書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td><u>水道メーター連絡票</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td><u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td><u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td><u>戸別検針共同住宅増減室届出書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td><u>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td><u>戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td><u>直結増圧式給水条件承諾書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td><u>道路占用許可手続に関する委任書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td><u>履行誓約書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td><u>水道(給水管)工事のお知らせ</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td><u>浄水器等設置申請書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td><u>給水装置工事しゅん工届</u></td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 備考欄中「*」印は、さいたま市水道局ホームページに掲載。</p>	番 号	様 式 名 称	備 考	1~24		[略]	[略]	25	<u>給水装置工事申込書(控)</u>	給水工事課で配布	26	<u>給水装置工事申込書</u>	給水工事課で配布	27	<u>給水装置工事設計審査申請書</u>	給水工事課で配布	28	<u>使用材料表</u>	給水工事課で配布	29	<u>利害関係者の承諾書</u>	給水工事課で配布	30	<u>設計図</u>	給水工事課で配布	31	<u>給水装置工事しゅん工検査申請書</u>	給水工事課で配布	32	<u>受水槽設置届</u>	給水工事課で配布	33	<u>受水槽廃止届</u>	給水工事課で配布	34	<u>給水装置用途区分(変更)届出書</u>	給水工事課で配布	35	<u>新設開始使用申込書</u>	給水工事課で配布	36	<u>給水開始申込書</u>	給水工事課で配布	37	<u>給水装置抹消伝票</u>	給水工事課で配布	38	<u>代理人選定(変更)届出書</u>	*	39	<u>水道メーター連絡票</u>	給水工事課で配布	40	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</u>	*	41	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</u>	給水工事課で配布	42	<u>戸別検針共同住宅増減室届出書</u>	*	43	<u>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</u>	*	44	<u>戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表</u>	*	45	<u>直結増圧式給水条件承諾書</u>	*	46	<u>道路占用許可手続に関する委任書</u>	*	47	<u>履行誓約書</u>	*	48	<u>水道(給水管)工事のお知らせ</u>	*	49	<u>浄水器等設置申請書</u>	*	50	<u>給水装置工事しゅん工届</u>	*	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>様 式 名 称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~24</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td><u>給水装置工事申込書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td><u>給水装置工事設計審査申請書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td><u>使用材料表</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td><u>利害関係者の承諾書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td><u>設計図</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td><u>給水装置工事しゅん工検査申請書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td><u>受水槽設置届</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td><u>受水槽廃止届</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td><u>給水装置用途区分(変更)届出書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td><u>新設開始使用申込書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td><u>給水開始申込書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td><u>給水装置抹消伝票</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td><u>代理人選定(変更)届出書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td><u>水道メーター連絡票</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td><u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td><u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</u></td> <td>給水工事課で配布</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td><u>戸別検針共同住宅増減室届出書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td><u>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td><u>戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td><u>直結増圧式給水条件承諾書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>45</td> <td><u>道路占用許可手続に関する委任書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td><u>履行誓約書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td><u>水道(給水管)工事のお知らせ</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td><u>浄水器等設置申請書</u></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td><u>給水装置工事しゅん工届</u></td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 備考欄中「*」印は、さいたま市水道局ホームページに掲載。</p>	番 号	様 式 名 称	備 考	1~24	[略]	[略]	25	<u>給水装置工事申込書</u>	給水工事課で配布	26	<u>給水装置工事設計審査申請書</u>	給水工事課で配布	27	<u>使用材料表</u>	給水工事課で配布	28	<u>利害関係者の承諾書</u>	給水工事課で配布	29	<u>設計図</u>	給水工事課で配布	30	<u>給水装置工事しゅん工検査申請書</u>	給水工事課で配布	31	<u>受水槽設置届</u>	給水工事課で配布	32	<u>受水槽廃止届</u>	給水工事課で配布	33	<u>給水装置用途区分(変更)届出書</u>	給水工事課で配布	34	<u>新設開始使用申込書</u>	給水工事課で配布	35	<u>給水開始申込書</u>	給水工事課で配布	36	<u>給水装置抹消伝票</u>	給水工事課で配布	37	<u>代理人選定(変更)届出書</u>	*	38	<u>水道メーター連絡票</u>	給水工事課で配布	39	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</u>	*	40	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</u>	給水工事課で配布	41	<u>戸別検針共同住宅増減室届出書</u>	*	42	<u>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</u>	*	43	<u>戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表</u>	*	44	<u>直結増圧式給水条件承諾書</u>	*	45	<u>道路占用許可手続に関する委任書</u>	*	46	<u>履行誓約書</u>	*	47	<u>水道(給水管)工事のお知らせ</u>	*	48	<u>浄水器等設置申請書</u>	*	49	<u>給水装置工事しゅん工届</u>
番 号	様 式 名 称	備 考																																																																																																																																																																					
1~24	[略]	[略]																																																																																																																																																																					
25	<u>給水装置工事申込書(控)</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
26	<u>給水装置工事申込書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
27	<u>給水装置工事設計審査申請書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
28	<u>使用材料表</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
29	<u>利害関係者の承諾書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
30	<u>設計図</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
31	<u>給水装置工事しゅん工検査申請書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
32	<u>受水槽設置届</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
33	<u>受水槽廃止届</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
34	<u>給水装置用途区分(変更)届出書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
35	<u>新設開始使用申込書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
36	<u>給水開始申込書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
37	<u>給水装置抹消伝票</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
38	<u>代理人選定(変更)届出書</u>	*																																																																																																																																																																					
39	<u>水道メーター連絡票</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
40	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</u>	*																																																																																																																																																																					
41	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
42	<u>戸別検針共同住宅増減室届出書</u>	*																																																																																																																																																																					
43	<u>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</u>	*																																																																																																																																																																					
44	<u>戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表</u>	*																																																																																																																																																																					
45	<u>直結増圧式給水条件承諾書</u>	*																																																																																																																																																																					
46	<u>道路占用許可手続に関する委任書</u>	*																																																																																																																																																																					
47	<u>履行誓約書</u>	*																																																																																																																																																																					
48	<u>水道(給水管)工事のお知らせ</u>	*																																																																																																																																																																					
49	<u>浄水器等設置申請書</u>	*																																																																																																																																																																					
50	<u>給水装置工事しゅん工届</u>	*																																																																																																																																																																					
番 号	様 式 名 称	備 考																																																																																																																																																																					
1~24	[略]	[略]																																																																																																																																																																					
25	<u>給水装置工事申込書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
26	<u>給水装置工事設計審査申請書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
27	<u>使用材料表</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
28	<u>利害関係者の承諾書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
29	<u>設計図</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
30	<u>給水装置工事しゅん工検査申請書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
31	<u>受水槽設置届</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
32	<u>受水槽廃止届</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
33	<u>給水装置用途区分(変更)届出書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
34	<u>新設開始使用申込書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
35	<u>給水開始申込書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
36	<u>給水装置抹消伝票</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
37	<u>代理人選定(変更)届出書</u>	*																																																																																																																																																																					
38	<u>水道メーター連絡票</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
39	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書</u>	*																																																																																																																																																																					
40	<u>さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書</u>	給水工事課で配布																																																																																																																																																																					
41	<u>戸別検針共同住宅増減室届出書</u>	*																																																																																																																																																																					
42	<u>戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書</u>	*																																																																																																																																																																					
43	<u>戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表</u>	*																																																																																																																																																																					
44	<u>直結増圧式給水条件承諾書</u>	*																																																																																																																																																																					
45	<u>道路占用許可手続に関する委任書</u>	*																																																																																																																																																																					
46	<u>履行誓約書</u>	*																																																																																																																																																																					
47	<u>水道(給水管)工事のお知らせ</u>	*																																																																																																																																																																					
48	<u>浄水器等設置申請書</u>	*																																																																																																																																																																					
49	<u>給水装置工事しゅん工届</u>	*																																																																																																																																																																					
様式No2	開発給水申請書 別添のとおり	様式No2	開発給水申請書 別添のとおり	変更 令和5年度に、要綱 改正に伴い様式を 変更する予定だっ たが、要綱改正が 白紙になったため に戻す。																																																																																																																																																																			

旧様式（改訂前）

様式第1号(第2条関係)

開 発 給 水 申 請 書

年 月 日

(あて先)さいたま市水道事業管理者

申請者
住 所
氏 名

注 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

開発給水の承認を受けたいので、別紙書類を添えて、次のとおり申請します。

申請の 区 分	(1)新規 (2)計画変更		申請者施行予定	計画一日最大給水量	
			有・無	m ³	
申請地	さいたま市				
受任者	指定工事店	指定番号	担当者氏名	電話番号	
現 況	(1)さら地 (2)建築中 (3)既存建物有 (4)その他 ()				
工 期	着 手 年 月 日		完成予定 年 月 日		
消 防 条 件	有・無	消火栓 基(φ)	防火水槽 m ³		
計 画 の 概 要	(1)戸建住宅 (2)共同住宅 (3)その他 ()				
施 設 の 概 要	敷地総面積	区画数	住宅戸数	棟 数	階数
	m ²	区画	戸	棟	階
既 設 給 水 装 置 の 有 無	水道番号		戸別検針共同住宅希望	有・無	
	有・無				

新様式（改訂後）

様式第1号(第2条関係)

開 発 給 水 申 請 書

年 月 日

(あて先)さいたま市水道事業管理者

申請者又は代表申請者
住 所
(フリガナ)
氏 名

注 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

開発給水の承認を受けたいので、別紙書類を添えて、次のとおり申請します。

申請の 区 分	(1)新規 (2)計画変更		計画一日最大給水量 m ³		
			町 名	番 地	
申請地	さいたま市				
受任者	会 社 名	担 当 者 氏 名		電 話 番 号	
現 況	(1)さら地 (2)基礎工事中 (3)建築中 (4)既存建物有 (5)その他				
建 築 期	着 手 年 月 日		しゅん工予定 年 月 日		
消 防 条 件	有・無	消火栓 基(φ)	防火水槽 m ³		
事 業 の 目 的	(1)土地分譲 (2)建売 (3)共同住宅のみ (4)その他(用途)				
施 設 の 概 要	敷地総面積	床総面積	区画数	住宅戸数	棟 数
	m ²	m ²	区画	戸	棟
既 設 給 水 装 置 の 有 無	有・無	水道番号 (8ケタ)	メーター口径	合計・栓数	戸別検針共同住宅希望
宅 地 造 成 地 盤 の 質	(1) 埋立て又は盛土後1年(以上・未満)の造成地 (2) 埋立て又は盛土を行わない造成地				
※水圧状況	月 日 天候()		時 分	MPa	